○四国地方整備局告示第三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日　四国地方整備局長　川﨑　正彦

一　施行者の名称　高知県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十二年建設省告示第二千百十一号高知広域都市計画道路事業三・四・十六号はりまや町一宮線、三・五・五十七号追手筋弥生町線及び三・四・六号高知南国線
三　事業施行期間　自平成十二年十一月六日至平成三十一年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○四国地方整備局告示第三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日　四国地方整備局長　川﨑　正彦

一　施行者の名称　高知県
二　都市計画事業の種類及び名称　室戸都市計画公園事業九・六・一号室戸広域公園
三　事業施行期間　自平成二十五年三月二十九日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　高知県室戸市領家字北花折谷、字池田、字木原、字高井田、字下モ木原、字コトガ丸、字楠木、字向イ山、字楠木山、字奥楠、字ダバ、字奥本谷、字大デンボシ及び字奥花折谷並びに高知県室戸市室戸岬町字白石、字白石ノ南、字九人畑、字ヤモト、字津呂坂山ノ上及び字源兵衛が久保地内
使用の部分　なし

○四国地方整備局告示第三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日　四国地方整備局長　川﨑　正彦

一　施行者の名称　徳島県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十二年建設省告示第二千八号徳島東部都市計画公園事業六・六・五号南部健康運動公園
三　事業施行期間　自平成十二年十月十七日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○四国地方整備局告示第四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日　四国地方整備局長　川﨑　正彦

一　施行者の名称　高知県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十七年建設省告示第千四百二十号幡東都市計画公園事業九・六・一号土佐西南大規模公園（大方地区）
三　事業施行期間　自昭和四十七年八月九日至平成三十年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○四国地方整備局告示第四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日　四国地方整備局長　川﨑　正彦

一　施行者の名称　高知県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十七年建設省告示第千四百二十二号幡東都市計画公園事業九・六・二号土佐西南大規模公園（佐賀地区）
三　事業施行期間　自昭和四十七年八月九日至平成三十年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○四国地方整備局告示第四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日　四国地方整備局長　川﨑　正彦

一　施行者の名称　高知県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十七年建設省告示第千四百二十一号中村都市計画公園事業九・六・一号土佐西南大規模公園
三　事業施行期間　自昭和四十七年八月九日至平成三十年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○四国地方整備局告示第四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日　四国地方整備局長　川﨑　正彦

一　施行者の名称　香川県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年四国地方整備局告示第三十三号中讃広域都市計画下水道事業中讃流域下水道（金倉川処理区）
三　事業施行期間　自平成十七年三月三十一日至平成三十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　平成十七年四国地方整備局告示第三十三号及び平成十九年四国地方整備局告示第三十八号の事業地のうち香川県仲多度郡多度津町堀江五丁目地内において事業地を変更する。
使用の部分　変更なし

○九州地方整備局告示第八十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日　九州地方整備局長　吉崎　収